

延岡市 通学路交通安全プログラム  
～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成26年8月策定  
延岡市通学路安全推進会議  
(令和元年7月改訂)

## 1 プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き、通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「延岡市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

## 2 通学路安全推進会議の設置

緊急合同点検時の体制を継承したメンバーで構成する「通学路安全推進会議」を設置しました。本プログラムは、各学校から挙げられた意見をもとに、推進会議で実施した点検結果や対策内容等を延岡市全体計画として、延岡市教育委員会学校教育課がとりまとめ策定したものです。

### 【関係機関】

- 延岡警察署
- 国土交通省九州地方整備局延岡河川国道事務所
- 宮崎県延岡土木事務所
- 延岡市都市建設部土木課
- 北方町総合支所地域振興課・産業建設課
- 北浦町総合支所地域振興課・産業建設課
- 北川町総合支所地域振興課・産業建設課
- 延岡市企画部交通政策課
- 延岡市市民環境部生活安全課防犯協会事務局
- 延岡市PTA連絡協議会
- 延岡市区長連絡協議会
- 延岡市教育委員会

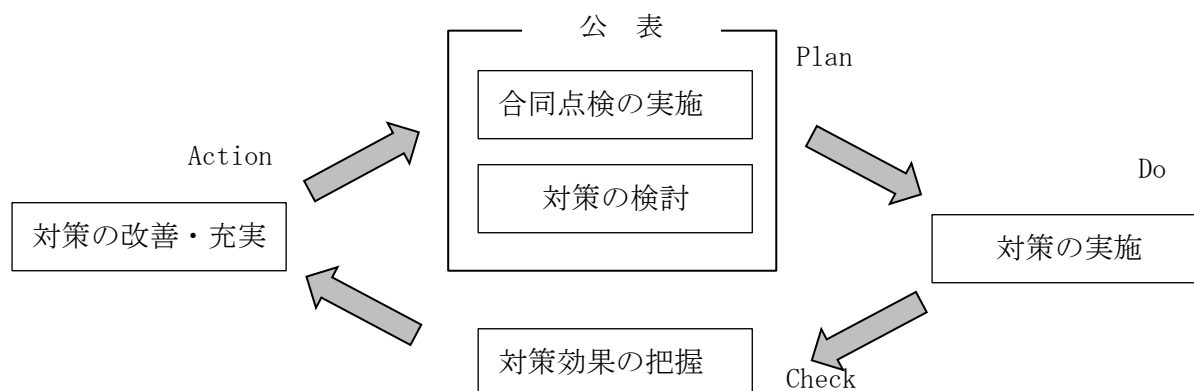
## 3 取組方針

### (1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、毎年、市内全小中学校に対して、通学路危険箇所の抽出及び合同点検要請の有無を依頼します。要請のあった小学校校区ごとに危険箇所の合同点検を行うとともに、対策実施後の効果把握、対策改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

### 【通学路安全確保のためのPDCAサイクル】



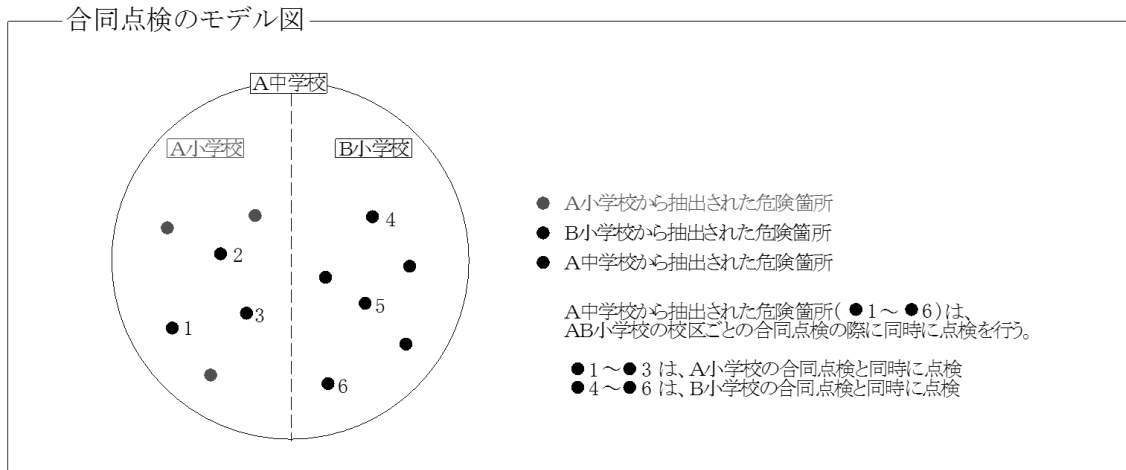
## (2) 定期的な合同点検

### ○ 合同点検の実施時期等

原則として、毎年、合同点検の要請のあった市内の小中学校校区について、年に1回の合同点検を実施します。

### ○ 合同点検の体制

小学校ごとに、学校、保護者、道路管理者、警察、自治会等が参加する合同点検を行います。



## (3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制、交通安全教育のようなソフト対策など、対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

## (4) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係機関で連携を図ります。

## (5) 対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、

- ・ 各学校が毎年抽出する危険箇所数の変遷
- ・ 各学校へのアンケートの実施

など、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果を把握します。

## (6) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

## 4 対策一覧表・箇所図の公表

小学校校区ごとの点検結果や対策内容については、関係機関で認識を共有するために、小学校ごとの「対策一覧表・箇所図」を作成し、公表します。

延岡市 延岡小学校 通学路点検

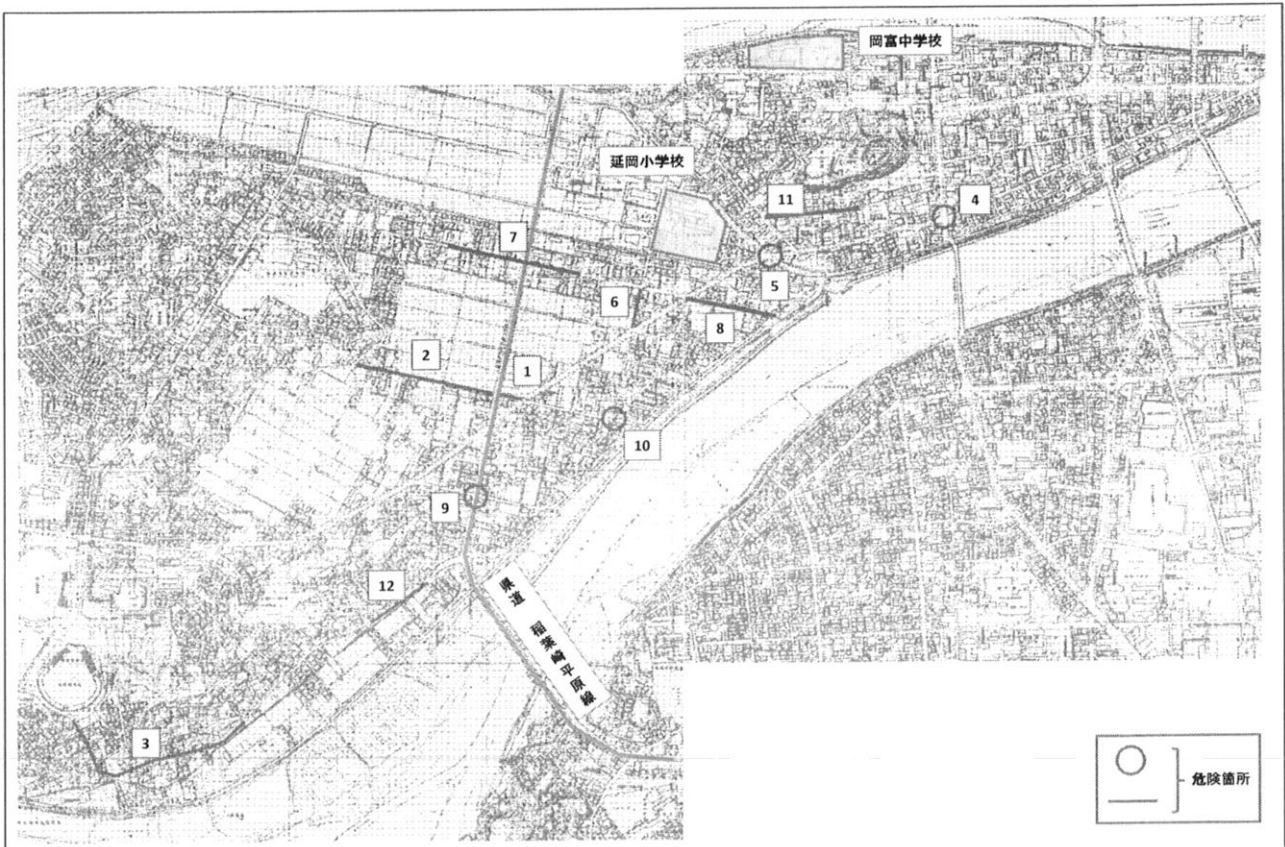
■ 延岡小学校校区構成員

延岡小学校 延岡警察署 交通課 生活安全課  
 延岡市PTA連絡協議会 延岡市 都市建設部 土木課  
 延岡市区長連絡協議会 延岡市 市民環境部 地域交通安全推進室  
 延岡市 教育委員会 学校教育課  
 宮崎県 延岡土木事務所

■ 要対策一覧表

路線名	点検箇所	通学路の状況・危険の内容	対策案	対策の実施内容	事業主体	点検年度
1 市道大貫4号線	大貫2丁目 西田石油前の交差点	信号がなく、東西を横切る車が多い	車線幅員を縮小し、減速を促す 児童への交通安全指導の継続	H26年度区画線設置による車両の減速対策済	延岡市	H25
2 市道大貫4号線	大貫4丁目 がんがん石～西田石油	歩道がない 側溝との境が分かりにくく危険	路側帯を整備し、歩行空間を確保	H27年度区画線設置による歩行空間の確保対策済	延岡市	H26
3 市道大貫西階通線	大貫5丁目～6丁目 大瀬大橋～大貫神社	道路が狭く、歩道やガードレールがない	路面表示を設置 警察が30km規制について検討中	H26年度減速の路面表示設置済 30km規制済	延岡市 警察	H25
4 市道亀井通線 外 市道2路線	東本小路 阿部酒店前の交差点	交通量が多い 速度を出している車両が多い	児童への交通安全指導の継続	学校による交通安全指導の継続的な実施	学校	H26
5 市道西階通線 外 市道2路線	大貫町1丁目 米田石材前の交差点	交通量が多い 右左折車両の速度が速い	児童への交通安全指導の継続	学校による交通安全指導の継続的な実施	学校	H26
6 市道延小大貫線	大貫町2丁目 延岡すずらん薬局前～葡萄苑	道幅が狭く、下校時はスクールゾーンではないので危険である。時間帯も実態に即していない。	区画線の設置について検討 「止まれ」と停止線の塗替えの実施 児童への交通安全指導の継続	H27年度区画線設置による歩行空間の確保対策済 スクールゾーンの規制時間の変更済	延岡市 警察	H28 H29
7 市道大貫東西通線 市道大貫通線	大貫2丁目～4丁目	片側のみ歩道があり、歩道がない方も歩くため危ない。横断歩道も少ない。	児童への交通安全指導の継続	学校による交通安全指導の継続的な実施	学校	H28
8 市道大貫1号線	大貫3丁目 コスモス薬局～サンシャイン城山	店やマンションを入り出す車が多い 白線も消えており危険	区画線を整備し、歩行空間を確保	H29年度区画線設置による歩行空間の確保済	延岡市	H28
9 県道稲葉崎平原線	大貫中区 ニッカコウショウ前	左折車が歩道に乗り上げ曲がることが多い	車止めの設置	H28年度車止めの設置済	宮崎県	H28
10 市道延小大貫線	大貫3丁目 松屋酒店前交差点	朝の交通量が多い	児童への交通安全指導の継続	学校による交通安全指導の継続的な実施	学校	H28
11 市道城山下通線	天神小路 重夢館～大通り	細い道であるにも関わらず、高速で通行する車がある	区画線を整備予定	区画線を整備予定	延岡市	H30
12 市道大貫西階通線	大貫5丁目～大貫神社方面	幅、深さのある用水路あり(ガードレールあり)	既設のガードレールで対応	既設のガードレールで対応	延岡市	H30

■ 対策箇所図





事 務 連 絡

平成27年1月23日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課  
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課 御 中  
附属学校を置く各国立大学法人事務局

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

通学路の交通安全の確保の徹底について（周知）

標記については、日頃から格段の御尽力を頂きありがとうございます。

このたび、国土交通省より別紙のとおり北海道開発局建設部長、各地方整備局道路部長及び沖縄総合事務局開発建設部長宛てに通知が発出されていますのでお知らせします。

通学路の交通安全の確保については、地域ごとに学校、教育委員会、道路管理者、警察などの関係者が、推進体制の構築、基本的方針（通学路交通安全プログラム等）の策定、公表等の基本的な進め方により推進するよう平成25年12月6日に文部科学省、国土交通省及び警察庁より各関係機関に対し通知したところであり、国土交通省は、これらの取組を更に徹底することを目的とし、このたびの通知を発出するに至りました。

については、貴課（局）におかれましては、各地域におけるこれらの取組が更に推進されますよう御配慮をお願いします。

なお、各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課におかれては域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対し、各都道府県私立学校主管課におかれては所轄の私立学校に対し、附属学校を置く各国立大学法人事務局長におかれては管下の附属学校に対し、お知らせいただくようよろしくをお願いします。

【本件連絡先】

文部科学省スポーツ・青少年局  
学校健康教育課交通安全係

Tel : 03-5253-4111（内線 2695）

Fax : 03-6734-3794

原議保存期間	3年(平成30年3月31日まで)
有効期間	一種(平成30年3月31日まで)

警察庁丁規発第5号  
平成27年1月23日  
警察庁交通局交通規制課長

警視庁交通部長  
各道府県警察本部長 殿  
(参考送付先)  
各管区警察局広域調整担当部長  
警察大学校交通教養部長

通学路における交通安全の確保に向けた継続的な取組の推進について  
(通達)

通学路における交通安全の確保に向けた取組については、「通学路の交通安全の確保に向けた対策の推進について」(平成25年5月31日付け警察庁丁規発第37号)により各都道府県警察に指示し、また、「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について」(平成25年12月6日付け文部科学省、国土交通省、警察庁連名通知。以下「三省庁通知」という。別添1参照)において、それぞれの地域における取組を着実かつ効果的に実施するために必要と考える基本的な進め方をとりまとめて地方自治体等に通知し、その着実かつ効果的な推進を図ったところであるが、今般、国土交通省においては、「通学路の交通安全の確保に向けた継続的な取組の徹底について」(平成27年1月23日付け国道国防第169号、国道交安第66号。以下「国土交通省通知」という。別添2参照)により、道路管理者が率先して推進体制の構築に向けた調整を行うなど、通学路対策の継続的な取組を徹底することとした。

各都道府県警察にあつては、国土交通省通知を踏まえつつ、下記の点に留意し、関係機関・団体等と連携の上、通学路における交通安全の確保に向けた継続的な取組を推進されたい。

記

1 趣旨

通学路における交通安全の確保に向けた取組は、これまで三省庁が連携し、進めてきたところである。今般の国土交通省通知は、従来の取組方針を継続した上で、道路管理者が率先して推進体制の構築、基本的方針の策定等に向けた調整等を行うことにより通学路対策の継続的な取組を徹底しようとするものである。

2 推進上の留意事項

(1) 推進体制への参画

今般の国土交通省通知を受け、いまだ推進体制が構築されていない地域においては、推進体制を構築するため道路管理者等から警察本部又は警察署に対し協議会等への参画を求められることが考えられる。

警察署が道路管理者等から協議会等への参画を求められた場合は、警察本部に報告させるとともに警察本部から当該警察署に必要な指示を行い、管内で斉一性のある対応を行うこと。

(2) 基本の方針の策定等

三省庁通知においては、推進体制において基本の方針を策定することとされているところ、今般の国土交通省通知を受け、道路管理者等が基本の方針の策定に向けた調整を行うことが考えられる。

警察署が基本の方針の策定に参画する場合は、合同点検の実施時期、体制、実施方法等について、これまでの交通安全総点検や緊急合同点検等で得た知見等を踏まえ、効率的・効果的な合同点検が実施されるために必要な意見を述べるよう指示すること。

また、合同点検を実施した場合、点検結果を受けた対策案を検討することとなるが、対策案については都道府県警察が実施する交通安全施設等整備事業等と関連するものが多いことから、警察署と警察本部で対策案の実施可能性を検討した上で警察署から協議会等に対して意見を述べさせるなど、所要の調整を行うこと。

なお、三省庁通知においては、基本の方針が策定された際には、地域住民や道路利用者等の理解を得るため、地方自治体のホームページや広報誌等を活用して情報発信を行うこととされているので、都道府県警察においても、可能な限りホームページや各種広報媒体等を活用した情報発信を行うよう努めること。

(3) 物理的デバイス等の設置

今後、道路管理者においては、通学路対策の一環として、車両の速度抑制や通過交通の排除・抑制の効果が高いハンプ、狭さく等の設置等の対策が推進される。

このため、当該対策が実施されることを把握した場合は、交通管理者として交通の安全と円滑の観点から必要な意見を述べるとともに、必要と認められる場合には道路管理者が行う地元の合意形成等に協力するなど、当該対策が円滑に実施されるよう努めること。



別添1

平成25年12月6日

文 部 科 学 省

国 土 交 通 省

警 察 庁

## 通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について

これまで、通学路における交通安全の確保については、緊急合同点検を実施し、その結果を受けた対策を推進するとともに、平成25年5月31日には文部科学省、国土交通省、警察庁による今後の取組に関する通知を発出したところであり、緊急合同点検に基づく対策の実施後においても、各地域において定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実等の取組を継続して推進することが重要である。

そこで、その取組を着実かつ効果的に実施するために必要と考える基本的な進め方を下記のとおり文部科学省、国土交通省、警察庁でとりまとめたので、地方自治体等に通知した上で、引き続き通学路の交通安全の確保に取り組むこととする。

### 記

#### 1. 推進体制の構築

地域ごとに通学路の交通安全の確保に向けた取組の基本的方針を策定するとともに、策定した基本的方針に基づく取組を継続して推進するため、関係者で構成し、定期的に開催する協議会を設置する等推進体制を構築する。

推進体制の構成は、通学路における安全対策の関係機関となる、教育委員会、学校、PTA、警察、道路管理者を含めることを基本とし、必要に応じて自治会代表者や学識経験者等を加える。推進体制については、市区町村単位で構成することが望ましい。

なお、緊急合同点検時に構築した体制等既存組織がある場合は、これを活用する。

#### 2. 基本的方針の策定

1で構築した推進体制においては、各地域の実情を踏まえた合同点検や対策の改善・充実等の取組を着実かつ効果的に実施するため、緊急合同点検の枠組みを活用する他、以下の内容を含む取組の基本的方針を策定する。

##### (1) 合同点検の実施方針

合同点検の実施時期、合同点検の体制、合同点検の実施方法等を定める。

合同点検の実施時期については、緊急合同点検の実施状況や周辺環境の変化等を踏ま

え、毎年実施や複数年ごとの実施等、地域の実情に応じて適切に設定する。合同点検の体制は、緊急合同点検と同様に教育委員会、学校、保護者、警察、道路管理者を含む体制とすることを基本とする。

なお、点検の実施に当たっては、通学路の変更箇所や周辺環境に変化のあった範囲を対象とすることの他、地域の実情に応じて、積雪時の危険箇所や自転車通学と輻輳する箇所を重点的に点検すること等、効率的・効果的な方法を検討することが望ましい。

#### (2) 通学路安全確保のためのPDCAサイクルの実施方針

合同点検の実施・対策の検討、対策の実施、対策効果の把握、その結果を踏まえた対策の改善・充実を一連のサイクルとして繰り返し実施すること（PDCAサイクル）が継続的な安全性向上のために必要であることから、これらを取組の基本的な考え方として定める。

なお、対策の検討、対策の実施、対策効果の把握については、関係者間で連携・協議の上行う。

### 3. 公表等

#### (1) 基本の方針の公表

基本の方針を策定した際には、地域住民、道路利用者等の協力を得るため、推進体制の構成及び基本の方針をまとめたものを、市区町村のホームページや広報誌等を活用して、適切に情報発信する。

なお、基本の方針の名称については、全国で統一されていることが望ましいと考えることから、「(〇〇市区町村) 通学路交通安全プログラム」とすることを推奨する。ただし、既に地域で同様の基本の方針を定めており、独自の名称がある場合はこの限りではない。

#### (2) 対策箇所図、対策一覧表の作成・公表

合同点検によって抽出した対策必要箇所について、関係機関で認識を共有するため、対策箇所図及び対策一覧表を作成し、公表する。

別紙

平成25年5月31日

文部科学省

国土交通省

警察庁

## 通学路の交通安全の確保に向けた今後の取組

これまで文部科学省、国土交通省、警察庁は、連携して通学路の緊急合同点検を行うなど通学路の交通安全の確保に取り組んできたところであるが、今後も相互に連携し、以下の取組を推進することとする。

### 1. 緊急合同点検結果に基づく対策の着実な推進

- ・平成24年度の緊急合同点検結果に基づく、学校、教育委員会、道路管理者、都道府県警察等が実施する対策が着実に進むよう、関係省庁においては、必要な支援を行うものとする。

### 2. 通学路の交通安全の確保に向けた継続的な取組

- ・平成25年度以降においても、緊急合同点検の枠組みを活用して、地域特性に応じた課題の設定等による効果的な合同点検を定期的を実施するなど、継続的な取組を推進する。

### 3. 地域における推進体制の構築

- ・対策の着実な推進及び定期的な合同点検の実施等を図るため、既存組織の活用も含め、関係者から構成される協議会等の推進体制を構築する。
- ・点検結果や対策実施状況等について、インターネットや広報誌等を活用しながら、地域住民、道路利用者等へ適切に情報発信する。



30 初健食第12号  
平成30年6月22日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課長  
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課長  
各都道府県私立学校主管課長  
各国公立大学担当課長  
各国公立高等専門学校事務局長  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を 殿  
受けた地方公共団体の学校設置会社担当課長  
厚生労働省医政局医療経営支援課長  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長  
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課長

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長  
三 谷 卓



(印原行順)

### 「登下校防犯プラン」について

新潟市において、平成30年5月に下校中の児童が殺害されるという痛ましい事件が発生しました。

本事件を受けて、関係省庁により登下校時の子供の安全確保のための対策が協議されてきましたが、本日、登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議において、「登下校防犯プラン」が別紙のとおりとりまとめられました。

本プランは、登下校時における児童生徒等の安全を確保するため登下校時の総合的な防犯対策として5項目を掲げています。

各位におかれては、これらを踏まえ、教育委員会・学校、家庭、地域住民、警察、自治体の関係部局等の関係機関と連携し、学校や地域の実情に応じた安全確保対策について取り組まれるようお願いします。

なお、本プランに取り組むに当たっての留意事項と通学路の防犯の観点による緊急合同点検（小学校等を想定）の実施要領については、後日別途連絡します。

大学、高等専門学校及び専修学校・各種学校においても、この趣旨を踏まえて必要に応じて対策に取り組まれるようお願いします。

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課長におかれては、所管の学校、各種学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、各都道府県私立学校主管課長におかれては、所轄の学校法人、学校及び各種学校に対して、各国公立大学担当課長におかれては附属学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第

1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課長におかれては、所轄の学校設置会社等及び学校に対して、厚生労働省の専修学校主管課長におかれては、所管の専修学校に対し、都道府県認定こども園主管課長においては、域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対して、周知されるようお願いいたします。

**【問合せ先】**

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課 交通安全・防犯教育係

TEL：03-5253-4111 (2695)

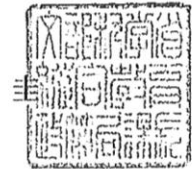
FAX：03-6734-3794



30 教参学第4号  
平成30年12月21日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課長  
各都道府県私立学校主管課長  
附属学校を置く各国公立大学担当課長 殿  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を  
受けた地方公共団体の学校設置会社担当課長

文部科学省総合教育政策局  
男女共同参画共生社会学習・安全課長  
三 好



(印影印刷)

#### 登下校時における児童生徒等の安全確保の徹底について（依頼）

登下校中における児童生徒等の安全確保については、これまでも格段の御尽力をいただいているところですが、平成30年5月、新潟市において下校中の児童が殺害されるという痛ましい事件を受け、登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議において取りまとめられた「登下校防犯プラン」に基づき、「登下校時における児童生徒等の安全確保について（依頼）」（平成30年7月11日初健食第14号）により、文部科学省、警察庁、厚生労働省、国土交通省の4省庁で作成した「通学路における緊急合同点検等実施要領」（以下「実施要領」という。）に沿って、関係機関との連携による通学路の合同点検及び安全対策を講じていただくようお願いしたところです。

また、「登下校防犯プラン」において、登下校時における防犯対策について意見交換・調整を行う「地域の連携の場」の構築をお願いしているところです。

この度、平成30年12月10日時点における実施要領に基づく合同点検の実施状況及び「地域の連携の場」の構築状況について、以下のとおり取りまとめました。

については、合同点検結果等を踏まえ、家庭、地域、警察等の関係機関と連携し、学校や地域の実情に応じた登下校時の児童生徒等の安全確保対策について着実に取り組まれるようお願いします。

特に、合同点検が今後実施予定である自治体におかれては早期の実施、また、「地

域の連携の場」が今後設置予定・検討中の自治体におかれては早期に構築していただくよう格段の取組をお願いします。

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全担当課におかれては域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対し、各都道府県私立学校主管課長におかれては所轄の私立学校に対し、附属学校を置く各国公立大学担当課長におかれては管下の附属学校に対し、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課長におかれては、所轄の学校設置会社等及び学校に対して、この趣旨について周知していただくようお願いいたします。

- 通学路の緊急合同点検の実施状況について（平成30年12月10日時点）  
全公立小学校・義務教育学校前期課程及び公立特別支援学校小学部の通学路を対象に実施。 ※学校数は教育委員会からの報告数

全公立小学校・義務教育学校前期課程及び	
公立特別支援学校小学部	----- 19,827校
合同点検を実施済み	----- 12,024校 (60.6%)
合同点検を今後実施予定	----- 2,124校 (10.7%)
合同点検を実施する必要がない※	----- 5,679校 (28.6%)
（※複数の関係者との確認・協議が必要な箇所がない場合は、合同点検によらず学校等に対応・対策を行う。）	

- 登下校における防犯対策に関する「地域の連携の場」の構築状況について  
（平成30年12月10日時点）※数字は市町村での構築状況  
警察，教育委員会・学校，放課後児童クラブ・放課後子供教室，自治体，保護者，PTA，地域のボランティア，自治会等の関係者が集まり，登下校時における防犯対策について意見交換・調整を行う「地域の連携の場」を構築する。

設置済み	----- 852市町村 (49.6%)
今後設置予定	----- 323市町村 (18.8%)
検討中	----- 544市町村 (31.6%)
(設置に向け調整中)	

【問合せ先】  
文部科学省総合教育政策局  
男女共同参画共生社会学習・安全課  
安全教育推進室 交通安全・防犯教育係  
TEL：03-5253-4111(2695)